

一宮市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護並びに要支援児童、特定妊婦及びDV被害者への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)が連携して対応策の協議等を行う一宮市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する行為をいう。
- (2) 要保護児童 法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。
- (3) 要支援児童 法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。
- (4) 特定妊婦 法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。
- (5) DV 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する行為をいう。
- (6) DV被害者 DVによる被害者をいう。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関等の連携及び協力の推進に関すること。
- (2) 児童虐待及びDVの防止に関すること。
- (3) 要保護児童及び要支援児童並びにその保護者、特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)並びにDV被害者に関する情報その他要保護児童の適切な保護並びに要支援児童、特定妊婦及びDV被害者への適切な支援を図るために必要な情報交換に関すること。
- (4) 要保護児童等及びDV被害者に対する支援内容に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等により構成する。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は一宮市長とする。
- 3 会長は協議会を総理し、協議会を代表する。

(組織)

第6条 協議会に代表者会議を置く。

- 2 協議会に次の部会を置く
 - (1) 児童支援部会
 - (2) DV対策部会
- 3 児童支援部会のもとに実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。
- 4 DV対策部会のもとに個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、協議会の活動全般が円滑に機能するために必要な環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の組織及び運営に関すること。
- (2) 協議会の年間活動計画の決定に関すること。
- (3) 協議会の年間活動報告の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、代表者会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(児童支援部会)

第8条 児童支援部会は、児童虐待の防止及び要保護児童等への適切な保護又は支援を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待対策に関する基本的方針の協議及び代表者会議への提言に関すること。
- (2) 関係機関等の連携及び協力の推進に関すること。
- (3) 児童虐待防止に係る広報啓発活動の推進に関すること。
- (4) 要保護児童等に係る情報交換に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童支援部会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(DV対策部会)

第9条 DV対策部会は、DVの防止及びDV被害者への適切な支援を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) DV対策に関する基本的方針の協議及び代表者会議への提言に関すること。
- (2) 関係機関等の連携及び協力の推進に関すること。
- (3) DV防止に係る広報啓発活動の推進に関すること。
- (4) DV及び女性に対する暴力に係る情報交換に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、DV対策部会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(実務者会議)

第10条 実務者会議は、要保護児童等に対する継続的支援を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 見守り支援に関すること。
 - (2) 要保護児童等の実態把握及び情報交換に関すること。
 - (3) 支援内容の検討及びケースの進行管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 実務者会議は、これを効率的に運営するため、要保護児童サポート会議及び要支援児童サポート会議で構成するものとする。

(個別ケース検討会議)

第11条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等又はDV被害者について関わりのある関係機関等により適時開催し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童等又はDV被害者の実態把握及び情報交換に関すること。
- (2) 具体的支援内容の検討及び個別ケースの進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個別の要保護児童等又はDV被害者の支援に必要な事項に関すること。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第12条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として一宮市子ど

も家庭部を指定する。

(協議会の庶務)

第13条 協議会の庶務は、子ども家庭部子ども家庭相談課が担当するものとする。

(協力要請)

第14条 協議会は、法第25条の3の規定により関係機関等に対し協力要請を行うことができる。

2 協議会は、必要があると認める場合には、関係機関等以外の者に対し会議への出席その他の協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第15条 関係機関等の役員及び職員並びに協議会を構成する者は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条第2項の規定により協議会に協力した者は、その協力により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 一宮市児童虐待防止対策連絡会議設置要綱（平成13年4月23日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 一宮市要支援児童対策連絡会議設置要綱（平成21年12月1日施行）及び一宮市DV対策連絡会議設置要綱（平成22年2月12日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

別 表（第4条関係）

区分	関係機関等
人権・安全等	名古屋法務局一宮支局
	一宮人権擁護委員協議会
	愛知県警察一宮警察署
	一宮市総合政策部
教育	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部
	一宮市教育委員会
医療	一般社団法人一宮市医師会
	一般社団法人一宮市歯科医師会
	一宮市病院事業部
福祉・保健	愛知県一宮児童相談センター
	一宮市民生児童委員協議会
	一宮市民間保育協会
	社会福祉法人 照光会
	社会福祉法人 清修会
	一宮市市民健康部
	一宮市保健所
	一宮市福祉部
	一宮市子ども家庭部